法律第五十号

気候変動適応法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　気候変動適応計画（第七条―第十条）
第三章　気候変動適応の推進（第十一条―第十五条）
第四章　補則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2　この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条　国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2　国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条　国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条　政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2　気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　気候変動適応に関する施策の基本的方向

三　気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

四　気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五　気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

六　地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七　事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

八　気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九　気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3　環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

（気候変動適応計画の変更）

第八条　政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2　前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

（評価手法等の開発）

第九条　政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

（気候変動影響の評価）

第十条　環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2　前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

第三章　気候変動適応の推進

（研究所による気候変動適応の推進に関する業務）

第十一条　研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。

一　気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供

二　都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助

三　第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助

四　前三号の業務に附帯する業務